

# 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

会議に付した事件は次のとおりである。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第7号）

議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（梅澤代表監査委員から一身上の都合により欠席の旨報告あり）

○議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和6年第1回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 2時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

## ◎日程1番 会議録署名議員の指名

○議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において、

金子 廣 司 議員

東 出 善 幸 議員

の両名を指名いたします。

## ◎日程2番 会期の決定

○議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程3番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第7号）

○議長 大釜 登 日程3番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長 大釜 登 副町長。

## 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

○副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月22日に専決処分をしたものであり、令和5年度月形町一般会計補正予算（第7号）を定めたものであります。

補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,021万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,901万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算であります。国の令和5年度補正予算の成立により制定された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これの低所得世帯支援枠、これを活用しまして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減措置を行う予算補正であります。

18ページをお開きください。歳出ですが、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額5,021万2,000円増額。説明欄ですが、低所得者世帯への支援措置につきましては、物価高騰対応重点支援臨時給付金事業としまして、基準日の令和5年12月1日現在において、本町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯を対象の基本としまして、1世帯当たり7万円を支給するものであります。支給の対象は、700世帯を見込みまして、説明欄の最下段、交付金として4,900万円を計上。また、説明欄の時間外勤務手当から複写機賃借料までは、事務費として121万2,000円を計上いたしました。なお、交付金と事務費を合わせた、5,021万2,000円の財源につきましては、最終的には全額国費を見込んでおりますが、18ページの補正財源の内訳にありますように、現段階では、国からの概算内示額が3,514万8,000円でありまして、その金額を計上しております。残り不足分は一般財源として、繰越金1,506万4,000円を充てているものであります。この給付につきましては、本年2月1日から受付を開始しまして、順次支給を行い、本年4月末までの期間を見込んでおります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

○議長 大釜 登 ただいま説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### ◎日程4番 議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）

○議長 大釜 登 日程4番 議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長 大釜 登 副町長。

○副町長 堀 光一 議案書21ページをお開き願います。議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

第1条ですが、補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,622万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,524万3,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、22ページから23ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、本年1月1日に発生をいたしました、令和6年能登半島地震の被災者に対する見舞金等、国の令和5年度補正予算の成立により、制定されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用してのエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者を支援する事業費等の予算補正であります。

それでは、34ページをお開きください。初めに歳出についてです。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額50万円増額。寄附金であります。災害支援経費として令和6年能登半島地震災害見舞金、これを計上してございます。令和6年能登半島地震の被害等の状況でございますが、本年1月1日に石川県能登半島沖を震央として発生した最大震度7の地震でございまして、1月22日、昨日の午前9時現在の被害状況ですが、人的、住家被害等の状況につきましては、人的被害では死者は全て石川県内で、232人、重軽傷者は8府県で1,279人、住家被害は5県で、全半壊1,234棟、一部損壊等は1万1,826棟に及んでおります。新潟、

## 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

富山、石川、福井の4県につきましては、1月1日、35市11町1村に災害救助法の適用を決定し、また、政府におきましては、1月11日、激甚災害及び特定非常災害に、更に1月19日には、大規模災害復興法に基づく、非常災害に指定をしております。このような大規模な災害の被災者に対しまして、本町における他の市区町村の被災者に対する見舞金に関する要綱に基づきまして、日本赤十字社を通じて災害見舞金50万円を贈呈するものであります。

次に36ページです。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額1,572万5,000円増額でございます。説明欄ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分、この交付額は、本町に2,055万4,000円の内示が来てございます。この交付金を活用する事業の一つとして、生活者の支援及び町内消費を喚起する物価高騰対策地域振興商品券事業を行うものであります。この事業ですが、本年2月1日現在における、月形町民全員に町内の特定事業者として登録を受けた店舗等で使用できる商品券、1人当たり5,000円分を配付させていただくものであります。使用期間、活用できる期間ですが、本年の3月12日から6月14日までの約3か月間を有効期間とする予定であります。予算は、配付する地域振興商品券の総額が、説明欄の交付金として1,411万円。このほか、月形商工会への商品券発行業務の委託費ほか、事務費として、161万5,000円。計1,572万5,000円を計上しております。

続きまして38ページです。10款 教育費 5項 保健体育費 3目 学校給食費、補正額はございません。財源振替でございます。国の、先ほど来申し上げております、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の交付金の活用をするもう一つの事業として、学校給食費無償化609万7,000円をこの交付金の活用にあてるものでございます。学校給食費の無償化につきましては、当初、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する考えでございましたが、コロナの交付金を活用する事業費が増加いたしまして、町の一般財源が増えている中であつたところですが、この学校給食費の無償化、これを今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分に充てることができることが確認できましたことから、学校給食費の無償化に活用する国の交付金を振り替えるものでございます。

30ページをお開きください。歳入です。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額2,055万4,000円。32ページです。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額43

## 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

2万9,000円減額でございます。今回の補正後における繰越金の財源留保額は、2,769万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎日程5番 議案第2号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 大釜 登 日程5番 議案第2号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長 大釜 登 副町長。

○副町長 堀 光一 議案書41ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第2号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第2号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行による戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。手数料の種類及び金額等を規定する条例第2条に係る別表中、「7 戸籍関係の手数料」について、42ページのとおり、「7 戸籍法に基づく戸籍に関する手数料」として、全部改正するものであります。改正後の別表における、(3)及び(6)は、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の新設であります。(1)、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)につきましては、引用規定の整理に係る改正であります。45ページの附則であります。この条例は令和6年3月1日から施行をするものでございます。

## 令和6年第1回月形町議会臨時会（1月23日）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 大釜 登 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって令和6年第1回月形町臨時会を閉会いたします。

（午後 2時21分閉会）